

# 社会福祉法人翔洋会

(介護予防)・藤田荘認知症対応型通所介護事業所

## 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
岡山市指令介護 第 3390100315 号

### 目 次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業所の職員体制	2
4. 当事業所が提供するサービス	3
5. 利用料金	4
6. 利用料金のお支払方法	5
7. 利用の中止・変更・追加	5
8. 事故発生時（損害賠償について）	6
9. 苦情の受付について	6
10. (介護予防)・認知症対応型通所介護計画作成について	7
11. サービス利用をやめる場合	7
12. 重要事項説明書についての同意	8

<サービスについての説明者>

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人翔洋会  
(2) 法人所在地 岡山県岡山市南区彦崎2300番地  
(3) 電話番号 (086) 362-5050  
(4) 代表者氏名 理事長 松山 正春  
(5) 設立年月日 平成4年9月7日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)・認知症対応型通所介護事業所  
平成19年9月28日指定 岡山市令第33号  
(2) 事業所の名称 (介護予防)・藤田荘認知症対応型通所介護事業所  
(3) 事業所所在地 岡山県岡山市南区藤田2662-2  
(4) 電話番号 (086-201-5005)  
(5) 管理者氏名 中上 裕子  
(6) 開設年月日 平成19年10月1日  
(7) 通常の事業の実施地域 岡山市南区福田、妹尾、興除、藤田、灘崎、芳泉、  
芳田、福浜、福南、光南台、吉備中学校区  
(8) 加算対象サービスの内容 ①入浴加算 ②サービス提供体制加算 ③若年性  
認知症受入加算 ④個別機能訓練加算 ⑤介護職  
員処遇改善加算

### (9) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日 から 土曜日まで (日曜日および年末年始の  
12月30日から1月3日は定休日)

営業時間 8時30分 から 17時30分まで

サービス提供時間 9時30分 から 17時まで

3時間デイサービス	9時30分 から 13時まで
5時間デイサービス	9時30分 から 15時まで
7時間デイサービス	9時30分 から 17時まで

※送迎に要する時間は、上記の利用時間に含まれません。

※やむを得ない事情(心身の状況や病後であること等)により、長時間のサービス  
利用が困難な時は、2時間以上3時間未満のサービスも利用できます。

※介護者の方の事情でやむを得ず、上記営業時間帯以外の早朝または夕方のサー  
ビス利用を必要とされる場合は、ご相談ください。

(10) 利用定員 1日12名(介護予防認知症対応型通所介護を含む)

## 3. 事業所の職員体制

- (1) 管理者 1名 常勤1名 (生活相談員・介護士も兼務)
- (2) 介護職員 6名以上 常勤1名(生活相談員も兼務)、非常勤5名
- (3) 機能訓練指導員 1名 非常勤1名 (あん摩マッサージ指圧師)
- (4) 事務員 1名 常勤1名 (併設の特別養護老人ホームの事務員と兼務)

※生活相談員および看護職員については併設の特別養護老人ホーム藤田荘の生活相談員および看護職員と緊密な連携をとる。

#### 4. サービスの内容

- (1) 日常生活上の支援 (日常生活上の動作能力に応じた必要な支援を行う)
  - ① 排泄の介助 ② 移動の介助 ③ 養護 (静養)
- (2) 健康管理 (健康状況の確認を行う)
  - ① 体温 ② 血圧 ③ 脈拍測定
- (3) 機能訓練 (日常生活上の動作の能力の維持を図る)
  - ① 日常生活動作に関する訓練 ② レクリエーション・趣味活動
  - ③ グループワーク ④ 行動的活動(外出支援) ⑤ 運動・体操
  - ⑦ 音楽療法
- (4) 食事の提供 (栄養面や食事の摂取方法について必要な支援を行う)
  - ① 食事準備・後始末の介助 ② 食事摂取の介助
  - ③ 食事形態 (普通食・一口大・きざみ食・ミキサー食等)
- (5) 入浴のサービス (自宅で入浴が困難な方のために、必要な支援を行う)
  - 入浴の形態 ① 一般浴槽による入浴 ② 機械浴槽による入浴
  - 介助の種類 ① 衣類の着脱 ② 身体の清拭・洗髪・洗身
  - ③ 必要に応じ清潔を保持するためのその他の支援(洗濯等)
- (6) 送迎サービス (自宅から事業所までの送迎を行う)
  - ① 必要に応じ迎え・送り・家族送迎の選択が可能です。
- (7) 相談・助言等に関すること
  - ① 必要に応じて介護方法や介護保険制度等の相談を受け付けます。

#### 5. 利用料金

サービスを受けるための必要な料金は、介護保険の給付対象となるサービスと給付対象とならないサービスの利用料金があります。利用金表は別表のとおりです。

#### 6. 利用料金のお支払い方法

別表①・②の利用料金および費用は、1ヶ月ごとに計算し、原則として毎月10日過ぎに請求書を発行し、事業所の指定する金融機関(トマト銀行妹尾支店)の利用者様(また

はご家族様)の口座からの引き落とし(毎月 18 日)とさせていただきます。口座引き落とし手数料 55 円を負担していただきます。

また、やむを得ない場合は、現金での支払いも可能です。

## 7. 利用の中止・変更・追加

- ① 利用予定日のご契約者の都合により、デイサービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、サービス実施日の前日午前 10 時までにご連絡ください。午前 10 時を過ぎてからの利用中止の場合は、キャンセル当日の食事代をお支払いいただきます。
- ② 毎月のデイサービス利用日や回数については、担当のケアマネージャーさんが、その前月にご家族と利用日を調整し、それを当事業所にサービス提供票として交付します。(このサービス提供票に従って指定日にデイサービスを実施します)
- ③ 月途中で、要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単位数に基づいて利用料金を計算します。
- ④ サービス利用の変更の申し出に対しては、事業所の稼働状況(定員)により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合があります。その場合は、他の利用可能な日時を契約者に提示して協議します。
- ⑤ ご利用の決定にあたり、事前に見学や通所介護体験サービスが利用できます。その場合デイサービス利用料金は不要ですが、食事代等は実費が必要です。
- ⑥ ご利用が決定した場合、当重要事項説明書の事前説明を十分行い、契約書を締結いたします。その時に他の必要書類もお渡しいたしますので、介護保険被保険者証と併せて事業所までご提出下さい。
- ⑦ ご利用にあたり、デイサービス事業所の職員が事前に連絡の上、面接にお伺いいたします。
- ⑧ 風邪等の病気の際はサービス提供をお断りする場合があります。また、当日の健康チェックの結果、体調が思わしくない場合は、サービス内容の変更または中止をさせていただきます。この場合はご家族へ連絡する他、担当の居宅介護支援事業所へ当事業所から連絡し適切な対処をいたします。この場合食費は、摂取の有無にかかわらず徴収させていただきます。
- ⑨ 利用予定を中止される場合、当日の午前 8 時 30 分までにご連絡下さい。それ以降に連絡をいただいた場合は、当日の食事代のキャンセルは出来ません。(食べなくても食事代が発生します)
- ⑩ サービスご利用中に急に体調が悪くなった場合は、速やかにご家族の緊急連絡先へ連絡を取ります。連絡が取れない場合は、利用者の主治医または適切な病院へ連絡を取り、救急車または当事業所の車両で病院へ緊急搬送します。

## 8. 事故発生時の対応

ご利用中に発生した事故については迅速な対処をし、ご利用者家族、担当の居宅支援事業所、市町村等にその事故の内容・経過について報告いたします。また、契約書の定めるところにより、当事業所が責めを負わなければならない場合、速やかに損害賠償に応じ、再発防止策を講じます。

#### 9. 苦情の受付について

① 当事業所における苦情やご相談に適切に対応し、その迅速・公平な解決を図るため、苦情受付窓口を設けています。

◎ 苦情受付窓口・・・・・・・・管理者 中上 裕子

◎ 受付日時・・・・・・・・ 24時間 連絡先電話 086-201-5005

② 受付けた苦情は、苦情解決責任者・第三者委員会・内部苦情解決委員会で苦情の内容確認を行い、解決策の提示や助言を行います。その経過や結果については必要な記録を取り、これをサービス終了から5年間保管します。

③ 第三者委員による苦情受付

藤田地区代表 民生委員 妹尾 建二 連絡先電話 086-296-4521

④ 行政機関その他苦情受付機関

岡山市役所介護保険課 電話番号 (086) 803-1243

岡山県国民健康保険団体連合会 電話番号 (086) 223-8811

#### 10. (介護予防)・認知症対応型通所介護計画書作成について

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、担当ケアマネージャーさんが作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づいて、デイサービス事業所が「認知症対応型通所介護計画書」を作成し、ご契約者及びご家族等に説明し、同意を得た上でサービスを提供します。

また、上記の「ケアプラン」が変更された場合や、ご契約者及びそのご家族等の希望に応じてサービス内容の変更の必要がある場合は、その旨をケアマネージャーさんに報告します。この場合、認知症対応型通所介護計画書も同時に変更し、変更内容をご契約者及びご家族等確認していただきます。

#### 11. サービス利用をやめる場合

サービスの利用をやめる場合は、まず当事業所の職員に連絡するか、または担当のケアマネージャーさんにご連絡下さい。以下の場合は自動的に終了となります。

◎利用者が介護保険施設に入所した場合

◎利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合

◎利用者が死亡した場合

令和 年 月 日

指定(介護予防)・認知症対応型通所介護のサービスの提供にあたり、利用者に対して  
契約書および本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

事業所在地 岡山県岡山市南区藤田 2662-2  
法人名 社会福祉法人翔洋会  
事業所名 (介護予防)・藤田荘認知症対応型通所介護事業所  
管理者 中上 裕子 ⑩

契約書および本書面により、事業者から(介護予防)・認知症対応型通所介護サービス  
についての重要事項についての説明を受け、同意いたします。

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

(続き柄) ( )